

川崎市国民健康保険特定健康診査等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導の実施について必要な事項を定め、糖尿病等の生活習慣病を予防することによって中長期的な医療費の伸びの適正化を図るとともに被保険者の健康増進及び生活の質の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 特定健診の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、妊産婦その他厚生労働大臣が定める者（別表1）を除くものとする。

(1) 実施年度の4月1日における本市国民健康保険の被保険者で受診日現在引き続き資格を有する者、かつ当該年度内において40歳以上74歳以下の年齢に達する者及び75歳の年齢に達する75歳未満の者

(2) 市長が特に認める者

2 特定保健指導の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除くものとし、対象者が多数に上った場合は、特に優先的に保健指導を徹底する対象を選定して実施することができるものとする。

(1) 本市国民健康保険の被保険者で、特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある（別表2に定める基準に該当する）者

(2) 本市国民健康保険の被保険者で、事業主健診等特定健診に相当する健康診査を受診し、その結果を提出した者で前号に該当する者

(実施期間)

第3条 特定健診の実施は、原則として毎年度6月から翌年3月までとする。

2 特定保健指導の実施は、特定健診終了後のおおむね3か月間とする。

(利用回数)

第4条 同一人につき年度内1回とする。ただし、前年度の保健指導実施中は原則として特定健診の受診はできないものとする。

(診査機関等)

第5条 特定健診を実施する機関（以下「診査機関」という。）は、本市と契約を締結した病院・診療所とする。

2 特定保健指導を実施する機関（以下「指導機関」という。）は、本市と契約を締結した病院・診療所及び民間事業者とする。

(受診券等)

第6条 市長は、健康診査対象者に対して健康診査受診券（以下「受診券」という。）を交付し、対象者は、受診券を診査機関に提出するとともに、健診機関の受付方法に応じて、次に掲げるもののうちいずれかを提示するものとする。

(1) 健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）

(2) 資格確認書

(3) 情報提供等記録開示システムの健康保険資格情報画面

2 市長は、特定保健指導対象者に対して特定保健指導利用券（以下「利用券」という。）を交付し、対象者は、利用券を指導機関に提出するとともに、前項各号に掲げるもののうちいずれかを指導機関に提示するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、オンラインによる資格確認ができない場合において、マイナ保険証を提示する場合は、川崎市国民健康保険から送付される被保険者の資格に関わる情報を通知する書面を併せて提示するものとする。

(検査項目及び実施方法)

第7条 特定健診の検査項目及び実施方法は次のとおりとする。

(1) 別表3に定める基本的な健診項目及び追加健診項目は、すべての受診者に対して実施するものとする。

(2) 別表4に定める詳細な健診項目は、詳細な健診項目の実施基準(別表5)に該当する者に対して、医師の判断に基づき選択的に実施するものとする。

2 特定保健指導の実施方法は次のとおりとする。

対象者自ら生活習慣の改善を実施できるよう健診結果の内容や生活習慣の改善の必要性を理解するための的確な初回面接の実施が重要となるため、特定健康診査実施日から1週間以内において初回面接の分割実施を可能とする。初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後、遅くとも3ヶ月以内に実施する。初回面接を分割して実施した場合は、実績評価は、行動計画の策定が完了する初回面接2回目から起算して3ヶ月以上経過後とする。(別表6)

(1) 動機付け支援

ア 医師、保健師又は管理栄養士等により初回面接による支援を実施し、3か月以上経過後に面接にて実績評価を行う。ただし、対象者の都合等により実績評価時面接が不可能な場合は通信等を利用して実施するものとする。

イ 初回面接は1人当たり20分以上の個別支援、又は1グループ(1グループはおおむね8名以下)当たりおおむね80分以上のグループ支援とする。ただし、初回面接を分割実施した場合、初回面接2回目の支援として、「1人当たり20分以上」の個別支援、「1グループ(おおむね8人以下)当たりおおむね80分」のグループ支援を行う必要はなく、対象者の健診結果や初回面接1回目の内容等に応じて実施する。

情報通信技術を活用した場合も同様とする。

(2) 積極的支援

- ア 医師、保健師又は管理栄養士等により初回面接による支援を実施後、3か月以上の継続的な支援を実施した後に面接にて実績評価を行う。ただし、対象者の都合等により実績評価時面接が不可能な場合は通信等を利用して実施するものとする。
- イ 初回面接は1人当たり20分以上の個別支援又は、1グループ（1グループはおおむね8名以下）当たりおおむね80分以上のグループ支援とする。ただし、初回面接を分割実施した場合、初回面接2回目の支援として、「1人当たり20分以上」の個別支援、「1グループ（おおむね8人以下）当たりおおむね80分」のグループ支援を行う必要はなく、対象者の健診結果や初回面接1回目の内容等に応じて実施する。分割実施1回目を個別支援で行う場合には、2回合計で1人当たり20分以上の支援をする。分割実施1回目をグループ支援で行う場合には、2回合計で1人当たりおおむね80分以上の支援をする。情報通信技術を活用した場合も同様とする。
- ウ 積極的支援対象者のうち、前年度において、積極的支援対象者であり、かつ、前年度において積極的支援（3か月以上の継続的な支援を含むものに限る。）を終了した者であって、当該年度の特定健診の結果において、前年度の特定健診の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一定程度減少しているものに対しては、初回面接による支援を実施し、3か月以上経過後に面接にて実績評価を行うことにより、前2号の支援を行ったものとみなすことができる。

(特定健診の結果通知)

第8条 特定健診を行った診査機関は、結果を本人に通知し、必要な情報提供を行うものとする。

(特定健診実施後のフォロー)

第9条 特定健診を行った診査機関は、結果説明後、本人に健診結果による階層化と保健指導レベルに応じた保健指導の案内等を行うものとする。

(費用の負担等)

第10条 特定健診及び特定保健指導に係る費用は、市が負担するものとし、受診者が負担する額は無料とする。

(統計事業等への活用)

第11条 特定健診・特定保健指導の結果について、市は被保険者の健康管理に役立てるため、統計事業、保健事業等に活用することができる。

(補足)

第12条 この要綱及び川崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災者である受診者の負担の特例)

2 第10条第1項の規定にかかわらず、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災者として市長が別に定める範囲の受診者に対しては、平成23年9月1日から市長が別に定める日までの間、同項の規定による特定健康診査に要する費用の一部負担額を免除する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に実施された特定健診の結果に基づく特定保健指導については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に実施された特定健診の結果に基づく特定保健指導については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に交付された国民健康保険被保険者証は、その国民健康保険被保険者証に記載された有効期間が満了するまでの間、改正後の要綱第6条第1項各号の規定に掲げるものとみなす。

別表 1

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 妊産婦2 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者3 国内に住所を有しない者4 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者5 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者6 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設（同号に規定する施設のうち、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設については、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けたもの（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第41条第1項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）に入所又は入居している者 |
|--|

別表 2

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖②脂質③血圧		40歳～64歳	65歳～74歳
男性85cm以上 女性90cm以上	2つ以上該当		積極的支援	動機付け 支援
	1つ該当	あり		
		なし		
上記以外で BMI25以上	3つ該当		積極的支援	動機付け 支援
	2つ該当	あり		
		なし		
	1つ該当			

(注) 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

※BMI (体格指数) = 体重(kg) ÷ 身長(m)²

(追加リスク項目)

①血糖 ヘモグロビンA1c 5.6% (NGSP値) 以上

②脂質 空腹時中性脂肪150mg/dl以上 (随時中性脂肪の場合は175 mg/dl以上)、又はHDLコレステロール 40mg/dl未満

③血圧 収縮期130mmHg以上、又は拡張期 85mmHg以上

別表 3

基本的な健診項目	診 察	問診
		身長、体重、腹囲
		BMIの測定
		血圧の測定
		理学的所見（身体診察）
	血中脂質検査	中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール
	肝機能検査	AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ GT（ γ -GTP）
	血糖検査	ヘモグロビンA1c
	尿検査	尿糖、尿蛋白
追加健診項目		血清クレアチニン、尿酸、尿潜血

別表 4 詳細な健診項目

貧血検査	ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数
心電図検査	12誘導心電図
眼底検査	眼底検査（片側）

別表5 詳細な健診項目の実施基準

詳細な健診項目	実施できる条件（判断基準）			
貧血検査	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者			
心電図検査	当該年度の特定健診の結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上又は拡張期血圧が90mmHg以上の者又は自覚症状及び他覚症状の有無の検査において不整脈が疑われる者			
眼底検査	当該年度の特定健診の結果等において、血圧又は血糖のいずれかについて、次の基準に該当した者又は前年度の特定健診の結果等において、血糖について、次の基準に該当した者			
	<table border="1"> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期血圧が140mmHg以上又は拡張期血圧が90mmHg以上</td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖が126mg/dl以上、ヘモグロビンA1cが6.5%（NGSP値）以上又は随時血糖値が126mg/dl以上</td> </tr> </table>	血圧	収縮期血圧が140mmHg以上又は拡張期血圧が90mmHg以上	血糖
血圧	収縮期血圧が140mmHg以上又は拡張期血圧が90mmHg以上			
血糖	空腹時血糖が126mg/dl以上、ヘモグロビンA1cが6.5%（NGSP値）以上又は随時血糖値が126mg/dl以上			

別表6 初回面接の分割実施

